

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和8年1月1日

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 端午会
法人 所在地	埼玉県所沢市大字久米宮ヶ谷戸1538-2
法人種別	社会福祉法人
代表者 氏名	理事長 山田 正男
電話番号	04-2929-6955

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所みなみの苑
所在地	埼玉県吉川市美南4-1-1 パレスラウレア306号
介護保険指定番号	第1176400974号
サービス提供地域	吉川市及び三郷市

### (2)当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設みなみの苑	1176400750
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設ところの苑	1172501825
短期入所生活介護	ショートステイみなみの苑	1176400750
短期入所生活介護	ショートステイところの苑	1172501833

通所介護	デイサービスセンターところの苑	1172501841
居宅介護支援	居宅介護支援事業所ところの苑	1172501858
地域包括支援センター	吾妻地域包括支援センター	1102500137

## (3)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務 管理者と兼務	1人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2人

## (4)勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時30分（土・日・祝祭日は日直対応） 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて受付

## (5)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	23項目を網羅した事業所のアセスメント表、包括自立支援プログラム、MDS-HC方式等を使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

## 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

## (1)当事業所相談窓口

担当者	居宅介護支援事業所みなみの苑 管理者 城光寺 文治
電話番号・メール	048-981-8374
対応時間	月～金曜日 8時30分～17時30分

## (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

## (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

## (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

吉川市長寿支援課 介護給付係

(電話番号) 048-982-5119

(受付時間) 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日・年末年始を除く）

・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

(電話番号) 048-824-2568 (FAX) 048-824-2561

(受付時間) 午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(土日祝日・年末年始を除く)

## 当法人の第三者委員会（オンブズマン）

玉生 一美（吉川市民生委員児童委員）	委員への相談は、みなみの苑に設置された投書箱、あるいはみなみの苑への申し出により面談ができます。
佐竹 美保子（吉川市民生委員児童委員）	
篠田 和子（吉川市民生委員児童委員）	

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

### ①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防

止に努めます。

## 6. 損害賠償の責任

事業所はサービス提供にともない、施設の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償いたします（賠償の範囲としては保険の適応範囲内といたします）。但し、利用者に故意又は重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものといたします。なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 8. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うこととする目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、利用者又はその家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 9. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 10. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
※この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

### 1 1. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることがなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者的心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

### 1 2. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話

- 装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 1 4 . 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

#### 1 5 . 居宅介護支援サービスの終了・中止について

事業所は、以下の事象が発生した時、本契約を終了・中止することがあります。

- ①要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援 1・2 になった場合。要支援 1・2 となってサービスの利用を希望される場合は、住民登録地の地域包括支援センターとの契約になります。
- ②利用者が介護老人保健施設、介護老人福祉施設や他の介護施設に入所した場合。
- ③やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合。
- ④正当な理由なく、利用者、家族又は第三者等により、過剰な要求を事業所側に行う等のハラスメント行為、あるいは、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

#### 1 6 . 第三者評価の状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

## 1.7. 個人情報の使用に関する同意について

利用者、及び代理人は、社会福祉法人端午会が提供する居宅介護支援サービスを利用するに際し、下記の理由に限り必要と判断される範囲での個人及び家族・親族の情報を使用、提供、または収集することに同意することと致します。

- ① サービスの利用調整における「住所」「氏名」「家族・親族関係」「心身の状況」「既往歴」等、必要最低限度の個人情報の使用
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供を行う場合。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他の公共機関、その他の社会福祉団体等との連絡調整をする場合。
- ④ 緊急対応等本人の生命、健康の維持等に影響があると判断できる範囲での情報提供。
- ⑤ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- ⑥ その他サービスの提供で必要がある場合

上記の個人情報の使用に関する同意署名は、後述の居宅介護支援サービスの提供開始の同意署名を以って、同意したものと致します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- イ 利用者等の署名又は記名押印について、求めないことが可能とします。

令和　年　月　日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名　社会福祉法人　端午会  
所 在 地　埼玉県所沢市大字久米宮ヶ谷戸 1538-2  
代 表 者　理事長　山田　正男

【説 明 者】

事業所名　居宅介護支援事業所みなみの苑  
介護支援専門員　\_\_\_\_\_印

令和　年　月　日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利　用　　者

住　所　\_\_\_\_\_

氏　名　\_\_\_\_\_印

代　理　　人

住　所　\_\_\_\_\_

氏　名　\_\_\_\_\_印  
(続　柄　　)

## 別紙 1

## 利用料金及び居宅介護支援費

※1 単位当たりの単価：吉川市：6 級地 1 単位=10.42 円

## 居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 件以上の場合において、45 件未満の部分について算定。	要介護 1・2	1,086 単位	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位	14,702 円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位	5,668 円
		要介護 3・4・5	704 単位	7,335 円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 以上である場合において、60 以上の部分算定	要介護 1・2	326 単位	3,396 円
		要介護 3・4・5	422 単位	4,397 円

## 居宅介護支援費 II

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位	11,316 円
		要介護 3・4・5	1,411 单位	14,702 円
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位	5,491 円
		要介護 3・4・5	683 単位	7,116 円
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位	3,396 円
		要介護 3・4・5	410 単位	4,397 円

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

## 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき 200 単位減算 (2,084 円)
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算
高齢者虐待防止措置  未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止する為の措置(虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)がおこなわれていない場合	基本単位数の 1%を減算

## 特定事業所加算

算定要件	加算 (I) (519 単位) 5,407 円	加算 (II) (421 单位) 4,386 円	加算 (III) (323 単位) 3,365 円	加算 (A) (114 単位) 1,187 円
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名 以上	1名 以上	1名 以上	1名 以上
② 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名 以上	3名 以上	2名 以上	常勤・ 非常勤 各1名 以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携で 也可)
⑤ 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×

⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (連携でも可)
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	<input type="redradio"/>	<input type="redradio"/>	<input type="redradio"/>	<input type="redradio"/>
⑩	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満 (居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満であること)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑫	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (連携でも可)
⑬	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (連携でも可)
⑭	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑮	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (連携でも可)

特定事業所医療介護連携加算 125 単位 (1,302 円)

算定要件	
①	前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること
②	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること
③	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

## 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位 3,126円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位 2,605円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位 2,084円
イ) 退院・退所加算(Ⅰ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位 4,689円
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位 6,252円
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位 6,252円
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位 7,815円
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けしており、うち一回はカンファレンスによること	900単位 9,378円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位 521円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位 4,168円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位 2,084円